

第193回練馬区都市計画審議会 会議の記録

- 1 日 時 平成26年2月20日（木） 午後6時15分～午後7時35分
- 2 場 所 練馬区役所 西庁舎4階 全員協議会室
- 3 出席者 只腰憲久、藤本昌也、田崎輝夫、小林みつぐ、西山きよたか、  
原ふみこ、柳沢よしみ、石黒たつお、梯京子、小林志朗、森田康裕、  
内田修弘、渡邊雍重、篠利雄、田中正裕、山本康弘、岩崎和夫、  
宮地均、藤島秀憲、練馬消防署長、練馬警察署副署長(代理)
- 4 公開の可否 可
- 5 傍聴人 2人
- 6 議案 議案第362号(諮問第362号)  
東京都市計画地区計画の変更(練馬区決定)  
〔中里地区地区計画・大泉町一丁目地区地区計画・中里中央地区  
地区計画〕
- 7 報告事項 報告事項1 重点地区まちづくり計画の案について  
(武蔵関駅周辺地区)  
報告事項2 「外環の2」に関する今後の取組方針(案)について

第193回都市計画審議会（平成26年2月20日）

会長 皆さん、こんばんは。本日は、ご多忙のところ、また夜分お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまから、第193回練馬区都市計画審議会を開催いたします。

それでは、まず事務局から委員の出席状況につきまして、報告を願います。

事務局 委員の出席状況をご報告申し上げます。

ただいまの出席委員数は21名。当審議会の定足数は13名ですので、本日の審議会は有効に成立してございます。

本日は夕刻からの開催となり、大変皆様にご迷惑をおかけしていること、お詫び申し上げます。

後ほどご審議いただきます地区計画の都市計画変更に関しまして、現在開催中である練馬区議会第一回定例会に建築条例の改正案を提出する必要があるために、本日の開催の運びとなりました。よろしくご理解をお願いいたします。

以上です。

会長 それでは、案件表のとおり進めたいと思いますので、よろしく願います。

本日の案件ですが、お手元資料のとおり議案が1件、それから報告事項が2件でございます。

初めに議案第362号 東京都市計画地区計画の変更（中里地区地区計画・大泉町一丁目地区地区計画・中里中央地区地区計画）、いずれも練馬区決定につきまして説明をお願いします。

まちづくり推進調整課長 12月16日に、本審議会にも都市計画変更原案をご報告させていただきました風致地区内にごございます地区計画の変更案についてでございます。

1、変更する地区計画の種類・名称でございます。

中里地区地区計画、大泉町一丁目地区地区計画、中里中央地区地区計画の3地区計画で

ございます。

2、変更の理由でございます。風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令が一部改正されたことに伴い、10ヘクタール以上の風致地区内の建築等の規制に係る条例の制定権限が都道府県から区市町村に移譲されたことを受けて、練馬区におきましても練馬区風致地区条例を平成26年4月1日に施行する予定でございます。

風致地区内でございます、先ほどお話しした3地区の地区計画では、地区整備計画に定める壁面の位置の制限において、東京都風致地区条例第3条の規定に基づく許可を受けた場合の緩和規定を設けているところでございます。ついては、この緩和規定を、練馬区風致地区条例施行後も引き続き適用できるように都市計画の所要の変更を行うものでございます。

3、変更内容でございます。練馬区風致地区条例の施行に伴いまして、壁面の位置の制限において緩和を受ける場合の根拠条文を変更するものでございます。

8ページをご覧ください。8ページの中里地区地区計画でご説明させていただきます。

地区整備計画における建築物等に関する事項、壁面の位置の制限というところで、「ただし」以降、アンダーラインが引いてございます。「東京都風致地区条例第3条に基づく許可を受けた建築物」につきましてはこの限りではないというところを練馬区風致地区条例の施行に伴いまして、「練馬区風致地区条例第2条に基づく許可を受けた建築物」に変更するものでございます。

同様の変更を、大泉町一丁目地区地区計画、中里中央地区地区計画におきましても行うものでございます。

1ページにお戻りください。4、これまでの経過および今後の予定でございます。平成26年1月6日から1月27日まで、都市計画原案の公告・縦覧、意見書の受付を行ったところですが、意見書の提出はございませんでした。

また、2月3日から2月17日まで都市計画案の公告・縦覧、意見書の受付を行いました。が、意見書の提出はございませんでした。

本日、練馬区都市計画審議会に付議させていただきまして、練馬区風致地区条例の施行日であります4月1日に都市計画変更を告示する予定でございます。

なお、この都市計画変更にあわせまして、平成26年第一回練馬区議会定例会に、地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の改正案を提出する予定でございます。

3ページに添付資料といたしまして本3地区の位置図、ならびに5ページ以降にそれぞれの地区計画の都市計画図書を添付しております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

会長 説明が終わりました。いずれも、練馬区風致地区条例の施行に伴います根拠条文の変更の案件でございます。

これらの件に関しまして、ご質問、ご意見、ありましたらご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、発言がないようでございますので、議案第362号につきましてお諮りをしたいと思います。

議案のとおり決定することで、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

会長 ありがとうございます。それでは、案のとおり決定することといたします。

これで、本日の議案に関する質疑は終わりました。

次に、報告事項に移ります。報告事項1 重点地区まちづくり計画の案(武蔵関駅周辺地区)について説明をお願いします。

都市計画課長 では、報告事項1説明資料をご覧ください。まず、初めに重点地区まちづくり計画の制度をご説明いたします。

この資料の15ページをご覧ください。重点地区まちづくりの手の流れでございます。練馬区まちづくり条例では、区が、都市計画マスタープラン等のまちづくりの計画などに基づいて、重点的かつ積極的に特定の地区のまちづくりを進めようとする際に、地区住民

の意向を反映させながら「重点地区まちづくり計画」を策定して、区民や事業者との協働のもとでまちづくりを行おうというものでございます。

16ページをご覧ください。重点地区まちづくり計画総括図となっております。このメッシュをかけたところが「重点地区まちづくり計画」を策定した地区でございます。

練馬区まちづくり条例は平成18年に施行いたしました。条例の施行以前から、さまざまなまちづくり計画、構想といったものが地域の皆様との協働で策定されておりましたので、まちづくり条例が施行された際、既に策定していたものは重点地区まちづくり計画とみなすとしております。それが、このドットのかかった7つの地区でございます。

この重点地区まちづくり計画を策定するに当たって、まず話し合いの区域を定めます。それを「検討する区域」といっております。今日ご説明いたします武蔵関駅周辺地区を含めて、現在、4地区、黒線で囲った地区でございます。

では、15ページにお戻りいただき、手続の流れフローをご覧ください。

「重点地区まちづくり計画を検討する地域の指定、公表」ということで、まず、区で、その区域を指定した上で、この区域でこれから話し合いを進めていきますよということ、公表いたします。その区域の指定についてもご意見をいただき、いただいたご意見については、それに対する見解を含めて公表いたします。

そして、「地区住民等の意向を反映させるための措置」ということで、地域の代表や町会、自治会そして町会の代表あるいは公募区民等に参加していただいて、まちづくり協議会という組織を設けて構想を策定するというのが私どもの一般的な手法になってございます。

そして、計画案を作成した上で、「都市計画審議会部会の意見聴取」がございます。先日、部会で意見をいただきまして、そしてその下、「公表・縦覧（3週間）」となっております。今後、区民の皆さんに公表し、ご意見をいただこうということでございます。

本日はこの公表・縦覧に先立って、都市計画審議会へのご報告をするものでございます。

今後、区民の皆様にご意見をいただき、ご覧のような手続を経て最終的に区として重点

地区まちづくり計画を決定し、推進していく、このような流れでございます。

会長 初めに、重点地区まちづくりの手の流れにつきて、ご説明をいただきました。

そうしますと、この15ページの資料の中で、本日は「公表・縦覧(3週間)」の前の段階で、都市計画審議会の報告をしているということ、そういう理解でよろしいでしょうか。

都市計画課長 そのようにご理解ください。条例上必須のものではありませんが、公表・縦覧に先立って、当審議会にご報告するものでございます。

会長 その後、公聴会を開いた後に、正式にということか、都市計画審議会の意見聴取がもう一度あるということによろしいのですか。

都市計画課長 そのようにご理解ください。その際には議案としてお諮りいたします。

会長 ということだそうでございます。

ここまでのところで、何かこの手続等につきてご質問等ございましたら、ご発言をお願いします。

よろしゅうございますか。

それでは、続きまして、本題の計画案の説明に入りたいと思います。

本件に關しましては、先ほど課長から説明がございましたとおり、1月16日に開催されましたまちづくり・提案担当部会、これは私が部会長をやっておるんですが、その部会におきまして意見聴取を行ってございます。

その部会での指摘事項を含めまして、資料の説明をお願いします。

西部地域まちづくり課長 それでは、報告事項1説明資料、重点地区まちづくり計画の案について(武蔵関駅周辺地区)でございます。

1、目的です。武蔵関駅周辺地区は、練馬区都市計画マスタープランにおいて生活拠点として位置付けられておりますが、西武新宿線の踏切による交通渋滞や歩行者の安全対策、商業環境の整備など、様々な課題を抱えている状況でございます。

このような中で、平成20年6月に、西武新宿線(井荻～東伏見駅付近)が東京都の連続立

体交差事業の事業候補区間に選定されました。区は、これを契機といたしまして、平成21年度より本地区のまちづくりに着手したものです。

平成22年5月、地域住民による武蔵関駅周辺地区まちづくり協議会が設立され、約2年間の検討を経て、まちづくり協議会から「武蔵関駅周辺のまちづくり提言書」が区へ提出されました。区はそれを受けまして、本地区を練馬区まちづくり条例に規定する「重点地区まちづくり計画を検討する区域」に指定いたしまして、まちづくり条例の手続による「重点地区まちづくり計画」の策定に着手いたしました。

2、対象区域です。4ページをご覧ください。武蔵関駅を中心とした駅から約500m、約77haの範囲を対象区域としております。町・丁目につきましては、1ページに記載のとおりでございます。

3、重点地区まちづくり計画の案でございます。名称は、「武蔵関駅周辺地区まちづくり構想（案）」でございます。地区整備の目標は、鉄道の連続立体化を見据え、生活拠点としての機能を高めるまちづくりを推進していくため、交通安全、水とみどり、賑わい交流環境および安心住環境の各課題の改善を図り、安全・安心で住みよく、災害に強いまちの実現を目指すものでございます。

2ページ、4、これまでの経過です。平成21年度から、まちづくり検討地区の現況調査および地区内住民の意向調査等を行ってまいりました。その後、まちづくり勉強会や準備会を開催し、平成22年度からはまちづくり協議会として14回、開催してまいりました。

また、まちづくりオープンハウスやフォーラムを開催いたしまして、広く検討内容を住民に周知したり、またそこで意見をいただきながら提言の取りまとめを行ったところでございます。

平成24年5月には、武蔵関駅周辺のまちづくり提言書を受領いたしまして、6月に検討区域の指定を行いました。

その後、区でまちづくり計画の素案を作成いたしまして、平成25年11月15日、17日、20日と3回、説明会を現地で開催し、意見聴取をしたところでございます。

その後、平成26年1月16日に練馬区都市計画審議会部会を開催し、ご意見をいただきました。

5、今後の予定です。この案を、本日の審議会へ報告した後、3月11日から4月1日まで、重点地区まちづくり計画の案の公表・縦覧、意見書・公述の申出受付を行います。

その間、3月14日、15日と説明会を開催いたしまして、また公述の申出があった場合は、4月に公聴会を開催する予定でございます。

その後、7月上旬に都市計画審議会にお諮りし、7月下旬には重点地区まちづくり計画の決定、公表をする予定でございます。

なお、資料といたしまして、3ページに重点地区まちづくり計画の案の理由書を、4ページには、区域図を載せてございます。

それでは、5ページ以降、「武蔵関駅周辺地区まちづくり構想(案)」のご説明をいたします。5ページは、この案の表紙でございます。6ページをご覧ください。

まず、「はじめに」ということで、先ほど説明をいたしました地域の状況と目的について記載がございます。

また、中段下のほうに「武蔵関駅周辺地区まちづくり構想」とはということ、地域の皆さんからいただいた提言をもとに、練馬区が定めるまちづくりの目標・方針を載せてございます。「こんなまちになったらいいな」ということで、まちづくり計画の策定にあたり、単身者、子育て世代、高齢者、この3つの世代を暮らしの主人公として想定し、それぞれの望ましい将来像を描き、まちづくりの目標と方針を「道路・交通体系」、「水とみどり」、「賑わい交流環境」、「安心住環境」の4つのテーマで定めたものでございます。

7ページ上段にまちづくりの目標を記載してございます。「みんなで育てよう！暮らしてみたいまちの魅力、暮らし続けたい安心感のあるまち」と設定いたしました。中段には、「将来のまちのすがた」として全体図を載せました。

先日、部会からいただきましたご意見をもとに、地区外の武蔵関公園などを図示したり、周囲との関係をこの中であらわしたものでございます。東西南北に走る4本の都市計画道

路のネットワーク、東西に流れる石神井川や武蔵関公園の水とみどりのネットワーク、それらの中で、これらの地区でまちの姿をあらわしたものでございます。

それでは、4つのテーマに移らせていただきます。まず8ページ、「道路・交通体系」でございます。

課題といたしましては、踏切の早期解消と歩行者の安全対策、ゆとりある駅前空間の確保、安全な歩行空間の確保、総合的な路上駐輪対策を挙げております。

方針といたしましては、鉄道立体化にあわせて、安全・快適な道路や駅周辺の整備を推進するとしております。

その内容といたしまして、駅前空間につきましては、駅南北をつなぐ駅前空間の創出、交通利便性の向上、武蔵関駅へのアクセス道路の整備。地区内の道路体系につきましては、都市計画道路の整備や狭あい道路の解消。歩行者に優しい道につきましては、歩道の整備や電線類の地中化、安全・快適に移動できる歩行者空間・散策路の整備。自転車利用環境につきましては、自転車走行空間の創出、効果的な駐輪スペースの確保・運営などを挙げております。

つぎに9ページ、「水とみどり」でございます。

課題といたしましては、武蔵関らしい魅力を感じる水とみどりの活用、みどり豊かな街並みの保全と創造を挙げております。

方針といたしましては、石神井川のうるおいやみどりの豊かさを感じられる街並みを守り育むとしております。

その内容といたしまして、水とみどりのネットワークの形成につきましては、河川整備にあわせた散策路・緑地・緑道の整備、桜並木等の樹木を活かした街並みの形成、都市計画道路整備に伴う街路樹や植栽帯などを使ったみどりのネットワークの形成。みどりの保全につきましては、まとまりある緑地・地域にゆかりのあるみどりの保全、民有地のみどりの保全。また、見えるみどりの充実・創造につきましては、駅周辺の緑化の促進、公共施設の緑化の推進などを挙げております。

つぎに10ページ、「賑わい交流環境」でございます。

課題といたしましては、地域住民の生活の中心となる商店街の魅力づくりを挙げております。

方針といたしましては、駅前空間や地域の資源等を活かし、賑わいづくり・交流活動を活発化させるとしております。

その内容といたしまして、新たな駅前空間の活用につきましては、鉄道の立体化による新たな駅前空間を活用した活発な賑わい創出活動の促進。商店街の連続的な賑わいづくりにつきましては、歩いて楽しい買い物空間としての演出、空き店舗の活用。地域資源を活かした賑わいづくりにつきましては、祭りや歴史的資源を活かしたイベント、文化的活動の活性化。交流活動の推進につきましては、石神井川沿いの散策路の活用などを挙げております。

つぎに、11ページ、「安心住環境」でございます。

課題といたしましては、低層住宅中心の良好な住環境と街並みの維持、街並みの調和、まちの安全性の向上、地域全体での防災力の強化を挙げております。

方針といたしましては、ゆとりと安全、うるおいを感じられるまちの環境を育てるとしております。

その内容といたしまして、駅周辺商業・暮らしゾーン、うるおい住環境保全ゾーン、街並み調和ゾーン、住環境向上ゾーンおよび沿道型環境創造ゾーンの5つに区分し、それぞれのゾーンにおける方針を設定いたしました。

防災まちづくりにつきましては、河川整備事業の推進、浸水対策や雨水流出抑制対策の促進による水害対策、また地区内避難経路の確保、避難経路沿道の防災性の向上、災害時の地域協力体制の強化などを挙げております。

12ページをご覧ください。上段にまちづくりの推進といたしまして、地域住民、商店街等、練馬区、この三者が連携・協調・協働することでまちづくりを進めていくとしております。

中段にフローチャートがございます。現在は、この本構想の「まちづくり構想の策定」というところで、グリーンで色づけをしております。今後、このフローチャートの右側に進みまして「まちづくり手法の検討」、「まちづくり手法の導入」、「具体的なまちづくりの取り組み」と進めてまいります。

参考といたしまして、13ページに航空写真を、また、14ページには地域の現況写真を載せてございます。

私からの説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

会長 先ほどお願いしましたけれども、部会からの答申も説明願えますか。

西部地域まちづくり課長 部会では、4点のご意見をいただいております。参考資料として答申文の写しをお配りしております。

区域の周辺環境資源などをうまく取り組む、また石神井川の整備に当たっては東京都と連携をしていく、都市計画道路の整備に当たりましても都市計画道路のネットワークを活かして地域全体でいい道路づくりをしていくということについては、すでにこの計画の中に取り入れてございます。

また、武蔵関駅周辺の整備につきましては、交通機能の向上についても、計画に取り入れておりますけれども、当然、駅を中心とした賑わいの核となるよう、今後ともまちづくりを進めてまいります。

会長 説明は、終わりました。本件に関しまして、ご質問、ご意見ございましたらご発言をお願いします。どうぞ。

委員 ちょっと質問なんですけれども、平成20年6月に西武新宿線の連続立体交差事業の事業候補区間に選定というのがあると思うんですけれども、今回これが大前提といいですか、話の出発点のような気がするんですが、これの進捗の状況とそれから進捗に向けた、都の事業なのかもしれないんですけれども、区の取り組みというのはどんな状況なんでしょうか。ご教示いただければと思います。

交通企画課長 西武新宿線の連続立体交差事業につきましては、市街地において道路と

交差している鉄道を一定区間連続して高架化または地下化することにより、多数の踏切の除却や新たに整備する道路との立体交差化を一挙に実現する都市計画事業でございます。道路整備の一環として実施されているものでございます。

一方、東京都は、こうした連続立体交差事業の実施に当たっては、周辺の道路や駅前広場の整備など、一般的に言われる沿線地域のまちづくりを一体的、総合的に進めることによって事業効果を高めることが重要であるとしてございます。

そうしたことから、立体化の実現に向けては沿線地域のまちづくりの熟度を高めていくことが不可欠だと考えておりました、今申し上げたようなまちづくりの取り組みがあるところでございます。

つぎに、進捗状況でございますが、平成20年6月に東京都が連続立体交差事業の事業候補区間に位置づけをした以降、事業化に向けて東京都、練馬区、近接の区市、西武鉄道も入れて勉強会などを行っているところはございますが、現時点におきまして具体的にいつの時点で事業化されるといったことは決まっていない状況でございます。

以上でございます。

委員 そうしますと、このまちづくり構想みたいなものが進捗するということ、連続立体交差事業の進捗にも影響を与えると、そういう関係になっているということによろしいでしょうか。

交通企画課長 はい、そのように考えております。

会長 よろしゅうございますか。ほかにいかがでしょう。どうぞ。

委員 こういうまちづくりでの目標は、こういう形で書かれているというのは間違いはないと思うんですけれども、現実には我々、地上戦をやっている側からすると、こういう旗を上げるところまでは非常にいいんですけれども、ちゃんとそれが着地するのかどうかということについて、右肩上がりのときは、かなり行け行けどんというので行けたかと思うんですけれども、今のこういう地価が下がっていくとか人口が減少するとか、そういう状況の中で、ここで表になっているまちづくり構想の策定からその右側のほうですね、実現

化手法というところについて、どういうふうな手法が本当にあるのかということで、この3地区を挙げていますけれども、練馬の中でもそれぞれかなり密集したところとかそこそこ住宅地もそれなりに整備されているというふうなところでも、事業手法というのは相当いろいろなことを考えなければいけないし、1つその中で聞きたいのは、この重点まちづくりでほかでも構想を立てられて都市計画、地区計画が決定されているところで、最低限公共がやらなければならない道路拡幅とか、そういうことは着々と予算もついて重点地区は成果が見えるようになっているのだろうか。ここの武蔵関の場合も、要はこういう公共側の責任として、ここまではちゃんとやりますよと、あとは皆さん方の地権者とかそういう居住者の方々である程度共同化していくとか、そういうことで民間といいますか、そういう民間の投資も期待したり住民の人たちの協働でやっていくという、何かそのそれぞれが実現に向けて役割を分担するというふうなことのある程度の大きなシナリオというのは、練馬区は練馬区としてある程度戦略的に持っているんだというふうにいえるのかどうか、そのあたりを少し、かなり大きな話ですけども、ちょっと練馬区はこういうふうにやっているんだよと我々としては言いたいところで、もし何かそういうことで知恵があるならば、ぜひ教えていただきたいということです。

西部地域まちづくり課長 まず、1点目の手法についてでございます。基本的には、これらの地域におきまして地区計画、それから駅前につきましては、例えば市街地再開発事業、区画整理等が考えられます。

ただ、これから地域の皆様とお話をした中で、合意形成の中で、事業手法を検討していきたいと考えております。

また、たとえ地区計画に至らなくても、例えば街並み協定などのまちづくりのルールということも考えられると思っております。

また、先ほど言いました駅前につきましては今後、連続立体交差事業も進んでいくと思っておりますので、これと一緒にしながら交通結接点機能の拡充等、このまちづくりのルールに従って皆様と進めていきたいと考えております。

2点目の、この重点地区まちづくり計画を策定するメリットとといいますか、区としてどうやって行っていくのかということでございます。

これにつきましては、当然重点地区まちづくり計画を策定することは、ここがまちづくりをすることが必要な地区であるということによって位置づけがなされます。当然、ほかの地区よりもここに何かをするということに対しての追い風が強くなってまいります。また、地区の皆様との方向性を同一にしていると、行政と皆様が同じ方向を向いてまちづくりを進められるということで、非常にまちづくりの効果としてはあるものと考えております。

また、この重点地区まちづくり計画を策定した後、例えば再開発促進地区や誘導地区といった指定をかけることで、さらにその開発を誘導していく、まちづくりを誘導していくということも考えられると考えております。

また、関連する都市計画事業、例えば都市計画道路につきましても、当然優先順位を上げて整備されるべきと考えております。

以上です。

会長 よろしゅうございますか。

委員 もう少し具体的なことがわかるといいと思っているんだけども。何か武蔵関なら関とか、ほかの地区もありますけれども、普通地方都市でやると、やっぱりある地区の中のあるところはかなり頑張っているということというのは、非常にその地権者たちの意識が高いとか、あるいは行政が積極的にある知恵を出してまとめていくとか、何か非常に特徴があって、皆さん全体には非常に苦勞をしているんですけども、何か練馬方式じゃないけれども、そういうふうなアイデアとか、そういうことがこの構想を練る会議の中で、そういう部分をきちっとしていく、戦略として、何かそういう知恵とといいますか、地権者たちから何かアイデアが出ているとか、そういう少し元気になるような話はありませんか。

今の話だと、これはどこの地区でも全部この教科書で全部やっていけばいいわけで、この3地区が、普通の地方都市でいったらやっぱり3地区でいうとかなり違って、個性が出

てくるところがあると思うんですけれども。東京の町って、これでいくと全部同じで、50センチ下がちなさいとか壁面後退しましょうとか屋根は多少こういうことでやるとか、そういう景観のマニュアルもそういうのが全部、大体ずっと私もこの重点地区を聞いていたけれども、ほとんど同じルールでやっていきましょうと。それ以上、確かに書くとそれができるのかということになるんで、私はもう少し、そういうルールをつくるというよりもそういうことの仕掛けを行政と民間というか、地権者たちが独特のやり方でソフトな仕組みとか、そういうものがあると、非常に特徴ある町になるんですけれどもね。

だから、何かそういうものを掘り起こしていかないと、みんな同じ町になってしまう。そこでも同じことをやっているということになると、地域の人余り元気が出ないんで、特別大きな地主がいて、その人が非常に頑張っただけでそこが一つの起爆剤になるとか、そういえば、これは私が非常に最近、旧山手通りの渋谷の隣にあるヒルサイドテラスという、横さんがやられたあの町、ずっとかなりの長い距離、結構地主さんの協力と、そしてその上物事業者がかなり低層で抑えるところは低層でしてやっていくとか、建築協定がそんなに細かくあるわけではないと思うんですけれども、非常に特徴のある空間が生まれているんですよ。

だから、何かああいうことがやっぱり出てくるような仕掛け人がいるとか、そういう話が何かないかなという期待をしているんですけれども、よろしくお願いします。

西部地域まちづくり課長 協議会等で、町の方々といろいろ検討した中で、この武蔵関らしいというのはどういうことなんだろうということ、皆さんといろいろ話し合いをしてまいりました。

ここの武蔵関は、非常に坂が多い。南ひな壇の坂道、それから文教施設のみどりが非常に多い、それからぼろ市等の歴史的資源があるという、こういったことをこのまちづくりの中で活かしていけないかというお話を大変多くいただきました。

まず、文教のみどり、それから石神井川や武蔵関公園のみどり、これはこの計画の中でもみどりのネットワークとして、当地区のその味わいとして活かしていきたいなど。

また、現在石神井川沿いには多くの桜の大木が植わっておりまして、例えば最近でありますと映画のロケ地になったりといった使われ方もしております。皆様、非常に桜に対する愛着が強いのですが、ただここも河川改修で、桜の位置が当たってしまいます。また、桜も大分古木になってしまいまして空洞化が進みまして、とても移植には向かないということも踏まえて、皆様といろいろ話し合っ、そうはいつでもやっぱり桜が欲しい、河川改修でリニューアルする際には、桜並木として位置づけていきたいということで、この計画の中でも桜というのをキーワードとして捉えたところがございます。

そういった中で、今回はこの協議会、約50名の方が会員としてご参加いただきましたけれども、この方々がまた地域にお戻りになって、このまちづくり構想の趣旨をまた皆さんと共有することで、この方々がまちづくりのリーダーとなってさらにいろいろな範囲で、いろいろな権利の持たれる中で検討していきたいなと考えております。

今回つくります重点地区まちづくり計画を活かすために、この方向性を大事に、今後ともこれからのまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

会長 委員から大変貴重なご意見で、地域の特徴を活かした事業性というか、それを掘り起こすようにということですので、そういう趣旨を活かして今後の展開を図っていただきたいと思います。

そういうことで、よろしゅうございますか。

ほかにいかがでしょう。よろしゅうございますか。

7月には、また正式の案になった段階で意見聴取がございますので、またいろいろご意見がございましたら、その節、お出しいただきたいと思います。

それでは、これをもちまして報告事項1を終わりたいと思います。

次に、報告事項2に移ります。「外環の2」に関する今後の取組方針(案)について、説明をお願いいたします。

交通企画課長 お手元の報告事項2説明資料、「外環の2」に関する今後の取組方針(案)をご覧ください。

こちらにつきましては、参考資料としまして4点、いずれも東京都のほうで作成した資料をつけてございます。

まず最初に、「外環の2」、東京都市計画道路幹線街路外郭環状線の2について、ご説明申し上げたいと思います。参考資料の「外環の地上部の街路について 検討の進め方」と題した平成20年3月の資料をお開きください。「はじめに」、それから「これまでの主な経緯」というところに「外環の2」の経緯が記載されております。

「外環の2」につきましては、昭和41年7月に、高速道路の外環とともに都内の都市計画道路ネットワークの一部として外環本線と同じ位置に都市計画決定されたものです。その後、「これまでの主な経緯」に記載があるような形で、高速道路の外環については、地下構造、大深度地下の活用という形で検討が進み、平成19年4月には、高速道路の外環については高架方式から地下方式に都市計画の変更がなされたものでございます。この過程におきまして、高速道路の外環の都市計画については、本都市計画審議会におきましても適宜報告をしてまいったところでございます。

こちらの高速道路の外環が地下方式に都市計画変更がなされ、平成21年5月に既に事業化されたところはございますが、この地上部の街路、「外環の2」につきましては都市計画の取り扱いが定まっておらず、都市計画に伴う建築の規制などにより周辺地域のまちづくりの進展が長期にわたって制約を受ける状況になっているところがございます。

こうした中、左側の「はじめに」のほうを読み上げさせていただきますが、環境、防災、交通、暮らしの4つの視点で、この地上部街路の必要性やあり方などについて、広く意見を聴きながら検討を進め、東京都として都市計画に関する方針を取りまとめていきますとなっております。

ページをおめくりいただいて、4ページ以降でございます。「環境」についての視点でございます。「快適な都市環境の創出や地域環境の改善などの観点」としまして、4ページから7ページにかけて「みどり豊かな都市空間のネットワーク」や「都市の成長の過程で失われたみどり」に関するデータや資料が示されてございます。

8ページをご覧ください。「防災」の視点でございます。「広域的な救援・救護活動や延焼遮断帯の形成などの観点」としまして、8ページから11ページにかけて、「防災活動空間のネットワーク」、「震災時の道路閉塞や延焼を防ぐ道路」、また「延焼遮断帯の検討イメージ」に関するデータや図が示されてございます。

12ページをご覧ください。「交通」の視点でございます。「人とモノの流れの円滑化や交通の安全性の向上などの観点」としまして、「通過交通の生活道路への流入」や「生活道路における事故の発生」に関するデータなどが記載されてございます。

14ページ、「都市計画道路の整備状況」でございます。全体として、東西方向に比べ南北方向の都市計画道路の整備が進んでいない状況が記載されております。15ページは、「周辺道路の混雑状況」でございます。

16ページをご覧ください。「暮らし」の視点でございます。「質の高い生活環境の創出などの観点」として、「暮らしを支える公共交通」や「安全で快適な歩行者空間」とした資料などが記載されてございます。

最後、18ページでございます。こうした環境、防災、交通、暮らしの4つの視点を提示して、この道路の必要性やあり方などについて、広く意見を聴きながら検討を進め、「都市計画に関する都の方針」を取りまとめていくということで、検討のプロセスが示されたものでございます。

報告事項2の説明資料をご覧ください。

1、策定の背景でございますが、今申し上げましたように「都市計画に関する都の方針」を取りまとめる過程において、この練馬区内におきましては、東京都の主催により平成22年6月から平成23年8月まで、「練馬区における外環の地上部街路に関する話し合いの会」が6回にわたり開催されてございます。また、平成23年11月には、「練馬区における外環の地上部街路に関する広く意見を聴く会」が3回開催されてございます。

その資料を参考資料としてお付けしてございます。白い表紙のパンフレットで、「練馬区における外環の地上部街路に関する話し合いの会の記録（概要版）平成23年11月」とし

た資料をご覧ください。

この資料の2ページにございますように、「話し合いの会の設置要綱」というものを定めまして話し合いを行ってきた6回の過程が記載されてございます。3ページ以降でございますが、環境、防災、交通、暮らしの視点で、それぞれ課題や効果が記載されたものでございます。

7ページをご覧ください。「地上部街路整備による影響」ということで、道路整備における影響、デメリットについて話し合いをした結果が記載されてございます。地域の方からいただいた懸念に対して評価という形で東京都の考えが載っているものでございます。

また、8ページは「地上部街路の代替機能」ということで、「代替機能を確保して廃止」という一つの考え方について、代替機能を勘案した代替ルートや断面が提示されたものでございます。

9ページは、今申し上げた話し合いの会でいただいたさまざまなご意見がテーマに沿って記載されたものでございます。

また、説明資料の1、策定の背景にお戻りください。

都は、こうした話し合いなどを踏まえまして、昨年12月に「練馬区における外環の地上部街路のあり方（複数案）」というものを公表したものでございます。また参考資料をご覧ください。

「練馬区における外環の地上部街路について あり方（複数案）平成26年1月」というパンフレットでございます。こちら、表紙にありますとおり、東京都としては「練馬区における外環の地上部街路(目白通り～青梅街道)は、環境、防災、交通、暮らしの視点から検討した結果、地域課題の解決に資するとともに、練馬区内の都市計画道路ネットワークの形成など、広域的な視点からも必要な道路と考えている」としてございます。

そこで、練馬区における外環の地上部街路の整備イメージを示す「あり方（複数案）」を作成し、広く意見を聴くとしてございます。

地上部街路に必要とされる機能などについて、地域の皆様のご意見を聴きながら検討

を進めていくため、先月「広く意見を聴く会」が3回、開催されてございます。

また、現在、オープンハウスが開催されているところでございます。

このパンフレットの1ページから4ページにかけては、先ほどご説明申し上げました都市計画の概要や経緯、話し合いの経過が記載されております。

5ページ、「練馬区における外環の地上部街路の必要性」としまして、先ほど申し上げました「地域課題の解決に資するとともに、広域的な視点から必要な道路」という考えが記載されてございます。

6ページ、「環境」の視点で、地域の現状や課題、整備効果が記載されてございます。

また、7ページから8ページにわたって、「防災」の視点で地域の現状や課題、整備効果が記載されてございます。

9ページ、「交通」の視点で、地域の現状や課題、地上部街路の整備効果としまして、交通の円滑化や生活道路に流入する交通量の減少というものがデータや資料で示されてございます。

11ページ、「暮らし」という視点で、地域の現状や課題、整備効果が記載されてございます。

12ページにつきましては、先ほど別の資料で申し上げました「地上部街路の整備による影響」と重複する部分があるので、説明は省略させていただきます。

13ページをご覧ください。「地上部街路の代替機能」につきましてでございますが、「代替機能を確保して都市計画を廃止する」ということにつきましては、東京都として「既存道路の拡幅が必要となり、沿線の土地利用の状況などを考慮すると採用は困難」という考えが記載されているものでございます。

14ページが代替ルートの例でございますが、都市計画制限をかけていないこうした既存の道路を拡幅していくことによりまして、14ページの右下にございますが、現在の都市計画と代替ルート案を比較した場合、代替ルート案については沿道に立地する堅固かつ中層以上の建築物が約40棟かかるとされております。その他、整備延長や所要時間、消防活動

困難区域の解消面積におきましても、代替ルート案に比べて、現在の都市計画のルートで整備することが必要であろうという考えが示されているものでございます。

15ページは「都市計画道路の機能」ということで、地域の方々がわかりやすく理解されやすいように、イメージ図ですとか必要な機能、構成要素が示されたものでございます。

16ページ、「地上部街路のあり方（複数案）」でございます。こちらにつきましては、地域の皆様がこの地上部街路に期待する機能などについて意見を言っていただくために、整備イメージを機能別に示す「あり方（複数案）」を作成したとされてございます。

「対象区間」でございます。16ページの右の図をご覧ください。大泉ジャンクション地域、前原交差点から目白通りの約1kmの区間につきましては、平成24年度に既に事業に着手してございます。また、(仮称)青梅街道インターチェンジにつきましては、昨年9月に道路区域が決定され、現在用地取得に向け測量がなされております。あり方(複数案)対象区間は、目白通りから青梅街道のうち、事業中の大泉ジャンクション地域と(仮称)青梅街道インターチェンジの整備により地上部が改変される範囲を除く、約3kmの区間とされてございます。

「断面構成と幅員」でございます。これまで地域の方からいただいた意見を参考に、東京都として道路の基本的な機能を確保して都市計画の区域を縮小した案(幅員18m、22m)と、現在の都市計画の区域を活用して緑地帯を設置した案(幅員40m)を作成したとされてございます。

この3案について、道路の機能や事業性を比較したと記載がございました。

また、上石神井駅周辺におきましては、「上石神井駅周辺地区まちづくり構想」を練馬区で策定してございますが、こちらに示されたまちづくりの方向性を踏まえ、鉄道やバスなどの交通手段を結節する機能についても検討する必要があるという考えが記載されてございます。

ページをおめくりください。17ページ、18ページに先ほど申し上げた3案のイメージ図、比較の表が記載されております。

ページをおめくりください。19ページでございます。現在、このパンフレットなどをもとに広く意見を聴く取り組みが行われておりますが、東京都としては、今後、いただいた意見に対する東京都の見解を取りまとめ、「都市計画に関する都の方針」を公表したいとさせていただきます。

また、参考資料、「練馬区における外環の地上部街路あり方（複数案）に関する広く意見を聴く会の記録」をご覧ください。A4表裏のカラーの資料で、1枚のものでございます。

こちらは、先月1月16日、19日、22日に練馬区内で開催された「広く意見を聴く会」の概要でございます。

また、この会の中で、質疑や意見に答えるとともに、ご意見カードというものを東京都でお配りして、1月末現在87通の意見が届いているというものでございます。

「広く意見を聴く会」の中での質疑や意見、またご意見カードのご意見を取りまとめた概要が裏面でございます。「地上部街路の必要性についてのご意見」でございます。例えば「地域の現状」においては、「練馬区西部地域の道路は明らかに不足している」、「南北道路は狭いので渋滞もたびたび発生している」といったご意見がある一方、「避難路としての道路整備がほかの地域と比較して著しく遅れているとは思わない」などの意見が寄せられているところでございます。

また、「地上部街路は必要、不要」につきましては、「地元の発展のため、地元の人長い間待ち望んでいる」、「練馬区だけでなく、東京の西側の交通を大きく改善する」といった意見がある一方で、「撤回すべき」、「不要」といった意見も寄せられているところでございます。

「地上部街路に求める機能についてのご意見」でございます。「良好な都市環境を考えると幅員40m案がベスト」といったご意見や、「理想的には幅員40m案だが、実情に沿うのは幅員22m案」などのご意見がございます。

また、「検討の進め方についてのご意見」でございます。「広く意見を聴く会の運営方

法」として、「必要性や整備方針がよく理解できた」という声がある一方、「必要性がわからない、説明やデータが不十分」などの意見もあったものでございます。

報告事項2説明資料にお戻りください。「策定の背景」の中段でございます。

練馬区といたしましては、これまでより、「外環の2」については、区内の南北交通に資する都市計画道路であるとともに、快適な都市環境の創出や延焼遮断帯の形成など環境面、防災面などの観点からも重要な都市計画道路であると考えているところでございます。

このため、練馬区としましては、平成24年2月に取りまとめた「『外環の2』に関する今後の取組方針（素案）」について、区民意見反映制度に基づき寄せられた区民などからの意見を踏まえ、今回、「『外環の2』に関する今後の取組方針（案）」を取りまとめたものでございます。

取組方針（案）および素案に対する区民からの意見の要旨と区の見解につきましては、3ページから22ページに記載しているものでございます。

まず、7ページをご覧ください。区で作成しました「『外環の2』に関する今後の取組方針（素案）に対する区民からの意見の要旨と区の見解」でございます。

意見提出としまして201通のご意見がありまして、意見件数としては329件と取りまとめたものでございます。こちらにつきましては、意見の趣旨が同一のものは意見要旨をまとめ、81件に整理してございます。

8ページをご覧ください。区民から寄せられた意見でございます。「外環の2」の全般について、「『外環の2』建設に反対である」、「不要である」といった意見がある一方、「いち早く決行してもらいたい」、また、「住民に近い自治体として区の考えを明確に示し、都に要請することを支持する」などのご意見が寄せられたものでございます。

区の見解といたしましては、「『外環の2』は、区内の南北交通に資する都市計画道路であるとともに快適な都市環境の創出や延焼遮断帯の形成などの環境面、防災面などの観点からも重要な都市計画道路であると考えます。今後、都市計画の取り扱いを明確にした上で早期に整備を図るよう、都に要請していきます」としてございます。

9ページ以降、このような形で、いただいた意見について区の見解をまとめております。こうしたことを踏まえまして、資料5ページをご覧ください。「今後の取組方針」としてございます。

1、「外環の2」についてでございますが、都市計画の取り扱いを明確にした上で早期に整備を図るよう、都に要請していくとしております。その際には、次の事項に配慮するよう、あわせて都に要請していくとしてございます。

5ページから6ページにかけまして、アからコまで10項目ございます。

ア、広域的な幹線道路としての機能は、「外環」などが主に担うと考えられることから、「外環の2」については、地域における幹線道路としての機能を重視し、車道は2車線、片側1車線とすること。その際は、緊急車両の円滑な通行が可能な車道幅員を確保すること。

イ、歩行者や自転車が安全かつ快適に通行できるよう、広幅員の歩道と自転車道を確保すること。

ウ、沿道の建築物の状況を踏まえ、延焼遮断帯としての機能が発揮できる幅員を確保すること。

エ、快適な都市環境の創出や身近なみどりの確保の視点から、広幅員の植樹帯など緑地空間を確保し、近隣のみどりとの連続性に配慮しながら可能な限り緑化を図ること。

オ、周辺地域の公共交通の利便性の向上が期待されることから、道路整備とあわせた新たな公共交通の導入について、区と連携して取り組むこと。

カ、道路整備により移転を余儀なくされる関係権利者の生活再建について、迅速かつ適切な対応を行うこと。特に、「外環」が既に事業化されていることを踏まえ、国と調整し、「外環」に係る用地取得または権利設定と一体的な対応を図ること。

キ、道路整備により懸念される大気汚染や騒音・振動など環境への影響について、必要に応じて適切な対策を講じること。

ク、道路整備により懸念される通学路や交差道路の分断等について、区と協議しながら

対策を講じること。

ページをおめくりください。6 ページです。

ケ、道路整備に対する地域住民の不安や懸念を払拭するため、今後も、計画、事業の各段階に応じて、適切かつ十分な情報の提供を行うとともに、意見の把握に努めること。

最後、コでございます。都市計画決定から40年以上が経過していることから、早急に都市計画に関する都の方針を取りまとめ、早期に整備に着手することでございます。

次に、2、西武新宿線の立体化および「外環の2」の周辺地域のまちづくりについてでございます。

こちらにつきましては、「外環の2」と交差する西武新宿線の区内全区間について、沿線地域のまちづくりの熟度の高まりを踏まえて、早期に連続立体交差化を図るよう、都に要請していくというものでございます。その実現に向けて、区は地域住民などと協働して促進活動を行うとともに、沿線地域のまちづくりを推進していくというものでございます。

また、「外環の2」の整備の段階に応じて、すでにまちづくりの検討が始まっている上石神井駅周辺地区、大泉・石神井・三原台周辺はもちろんのこと、それ以外の沿道地域も含め「外環の2」の周辺地域のまちづくりを、区は、地域住民などと協働して推進していくというものでございます。

こうした地域住民や区が推進するまちづくりについて、総合的に支援や協力を行うよう、都に要請していくといったものでございます。

説明資料1ページ目にお戻りください。3、今後の予定でございます。「『外環の2』に関する今後の取組方針」を策定いたしまして、都の動向を見据えつつ、都に対して必要な働きかけを行うというものでございます。

以上でございます。

会長 ありがとうございました。

質疑に入りますが、その前に報告事項2説明資料の中段に、平成24年2月にとりまとめた「今後の取組方針（素案）」とありますけれども、これは、今日の資料にはついていな

いですよ。

交通企画課長 本日の資料には、おつけしていません。

会長 そうしますと、前からやっておられる方はご存知かも知れませんが、今日初めての方もいらっしゃると思うので、この素案と今回の案との主な違いを、5ページ、6ページに即して説明してもらえますか。

交通企画課長 素案から案について修正した際の修正点、変更点について、ご説明申し上げます。

説明資料の15ページをご覧ください。「交通」という分類の48番という番号をつけた意見でございます。意見の要旨の中で、「大規模震災時の緊急車両の通行を考慮する必要がある」という意見をいただいたものでございます。

こうしたことにつきまして、「緊急車両が円滑に通行可能となる車道幅員の確保について、新たに方針に記載する」としてございまして、素案のときにはなかった事項を記載してございます。

また、17ページ、「環境」という分類でいただいた意見でございます。番号62番でございます。いただいたご意見で、「道路整備に際しては、できるだけ緑地を配置し近隣のみどりとの連続性を確保しながら、周辺環境の維持、向上を図りたい」としてございます。

こうしたことにつきまして、区の見解の中で、近隣のみどりとの連続性、こうしたことについては、「連続性への配慮については新たに方針に記載します」としてございます。

こちらの「近隣のみどりとの連続性」という部分も、素案には記載がなかった文言でございまして、この2点について修正を加えてございます。

資料の5ページをご覧くださいますと、今の部分、アのところで、「その際は、緊急車両の円滑な通行が可能な車道幅員を確保すること」、ここが新たに素案から案の中で追加記載されたものでございます。

また、エでございます。この中段に「近隣のみどりとの連続性に配慮しながら」、この文言を追加したものでございます。

以上でございます。

会長 ありがとうございます。

それから、きょう私どもに取組方針の案をご説明いただいたわけですが、これに対しては、審議会としてはどうしたらいいんでしょう。聞き置けばよろしいんでしょうか、それとも何か意見をまとめて言う必要があるのか、その辺はいかがでしょうか。

都市計画課長 ご意見を頂戴したいと思っております。ご意見を踏まえまして、最終的に「今後の予定」の中にございますように取組みの方針を確定させていくということになります。

会長 すると、各委員からのご発言を踏まえて区のほうで対応される、そういうことでよろしい、そういうことですね。

都市計画課長 ご指摘のとおりでございます。

会長 それから、もう一点、今後の予定とありますけれども、この時期というんでしょうか、取組方針の（案）とありますが、この（案）を取る時期というのは大体めどはいつごろを予定しているのでしょうか。

交通企画課長 本審議会が終わりましたら、できるだけ速やかに策定をいたしたいと考えてございます。

会長 私から、皆様のご理解に資する観点から二、三、お聞きしましたけれども、それを踏まえまして、皆様方のご質問、ご意見をお受けしたいと思えます。どこからでも結構ですので、ご発言をお願いいたします。

それでは、私がつなぎで1つやりますけれども、この取組方針の案をずっと踏まえて、都から3つ案が出ていますよね。案1、案2、案3と複数案ありますけれども、この意見を、この複数案に当てはめると、区のお考えとしては案1、案2、案3のどれが推奨案というふうにお考えなのか、あるいは、そういうまとめはしていないのか、その辺について、まずちょっと質問させていただきたいと思えますが。

交通企画課長 「今後の取組方針（案）」で、区としてまとめました考え方は、東京都

が都市計画の取り扱いを明確にした上で早期に整備を図るよう、都に要請していくものでございます。

その際に配慮していただきたいという形で、10項目出されたものでございます。そのうち何項目かは、地上部街路に必要とされる機能といったものと重複することがございます。区としましては2車線とすることや、歩行者や自転車が安全・快適に通行できるよう、広幅員の歩道と自転車道を確保することや、また、みどりにつきましては広幅員の植樹帯など緑地空間を確保し、可能な限り緑化を図ることといったことを求めているところでございます。

そうしたことから考えますと、この案について、どの案が推奨ということはございませんで、この案については東京都が広く意見を聴きながら検討を進めていって、今後方針が出される際の材料となるものでございますが、この案のどれでなければならないといったものは、区のほうでは考えているところはありません。

会長 わかりました。

皆様方、いかがでございましょうか。ご意見、ご質問でも結構ですけれども、ご発言ある方。どうぞ。

委員 意見というよりも質問なんですが、練馬区で、これを取り組んでいろいろやっていただくのは非常に私も大賛成でございますし、これをなるべく早く進めていただきたいと思っております。

それで、この資料の中にもあるんですが、これは練馬区だけではなくて隣の杉並区もありますし三鷹市も通っていくということがあるので、そちらのほうとの調整のすり合わせというのはどの程度進んでいるのかというのをちょっと教えていただきたいんですが。

交通企画課長 ほかの区市の状況でございます。これは、東京都が話し合いの会を開催してございます。

武蔵野市につきましては、平成21年8月から25年11月まで、これまで17回、話し合いの会が行われたと東京都から聞いてございます。また、杉並区におきましては、平成23年7

月から昨年、25年12月まで、これまで9回開催されたと聞いてございます。また、三鷹市においては、こうした話し合いの会がまだ立ち上がっていないということでございます。

東京都のほうでは、こうしたほかの区市の状況なども考えながら、また練馬区においては、今ご説明しましたように、こうした資料が出されて、今広く意見を聴く取り組みがなされておりますが、今後、都市計画決定権者として検討を進めて、後ほど方針が出てくるものと考えてございます。

会長 つまり、それぞれの区市によって進捗が違うということをおっしゃったんですね。

交通企画課長 そのとおりでございます。

会長 隣の杉並区は、何とおっしゃっているんですしたっけ。隣接の杉並区はどんな具合なんですか。とりあえず、遠いところはともかく、隣の杉並区は。

交通企画課長 これまで9回にわたって話し合いが行われておりまして、その詳細な内容については、我々も聞いているところはございません。

会長 ということだそうでございます。

ほかにいかがでしょう。どうぞ。

委員 今後の取組方針のウのところに記載のある「延焼遮断帯としての機能が発揮できる幅員を確保する」と、これが私は40m案のことを言っているのかと理解したんですが、そういうふうには捉えられない可能性もあるということなんでしょうか。

交通企画課長 こちらにつきましては、「沿道の建築物の状況を踏まえ」という部分を記載してございます。道路だけで、単体で延焼遮断帯として機能する幅員につきましては、東京都のほうで「防災都市づくり推進計画」というのを定めておりますが、それによりますと幅員27m以上と聞いてございます。

しかしながら、当然ながら沿道の建物の状況などで、不燃化があわせて行われるならば、そうした幅員がなくても延焼遮断帯としてしっかり機能するといったことがございまして、今、委員のほうからお話があった案3でなければ当てはまらないというふうには考えてご

ざいません。

委員 そうすると、逆に言うと、案1とか案2で決まってしまっても、この取組方針に反していないということもあり得るということなんですね。

私は、個人的には案3で整備してもらいたいなと思っているんですけども、周辺の建物の不燃化とかの状況によって、そうじゃなくてもこの取組方針は反してないですよということになって、区としては何も言えないというか、そういう状態もあり得るということなんでしょうか。

交通企画課長 申しあげましたように、区として案1から案3まで、どれでなければいけないというところはございません。

一方で、ご理解いただきたい点が、「今後の取組方針(案)」の大事な部分が、5ページから6ページにかけて、カ～コとして書いてございますが、地域の皆様からいろいろご心配やご懸念がある中で、整備するに当たっては、例えば環境への配慮がなされることですか、通学路の分断、こういったことについてももしっかり対策を講じること、また道路整備に対する地域住民の不安や懸念を払拭するために、今後も計画、事業の各段階に応じて、区としては、適切かつ十分な情報提供を行うとともに、意見の把握に努めていただきたいというようなことを書いてございまして、こうしたことも区としては大変大事なポイントだと思って、この「今後の取組方針(案)」をまとめたものでございます。

会長 よろしゅうございますか。

ほかにいかがでしょう。

ちょっと私から、それでは念のためにお聞きしますけれども、この練馬区内の区間のうち、一番北のところと一番南のところは既にランプの関係でしょうか、事業化されているわけですね。残り、真ん中のところが先ほどご説明がありましたように、今回の検討といたしますか、対象になっていると思うんですが、つまり、その頭と尻尾の部分は、今回のこの取組方針の対象外なわけですね。真ん中だけなんですね。

交通企画課長 私が先ほど申しあげました、参考資料についております「練馬区におけ

る外環の地上部街路について「あり方（複数案）」については、東京都が作成したものでございます。そちらの16ページをご覧くださいますと、今、会長からお話があったように事業化された部分、また高速道路のランプとあわせての部分、それ以外の区間として「あり方（複数案）」の対象区間というのを東京都のほうでは出しておりますが、区のほうで、本日も説明申し上げました「今後の取組方針（案）」というものは、これは外環の地上部街路、練馬区内4.5kmにわたっての考えでございます。

会長 ただ、既に事業化したところというのは、つまり40mで事業化しているわけでしょう。そうすると、事業化してしまっているわけだから、いまさら22mとか18mとか言ってもしょうがないので、具体的な幅をどうするかとかいう話は、このあり方対象区間、これは3kmですか、この3kmが対象になるという、そういう理解でよろしいですか。

交通企画課長 区としましては、何mがいいというようなことは申しておりません。「今後の取組方針（案）」の5ページをご覧くださいたいと思うんですが……

会長 いや、幅員ではなくて、議論の対象になるのはどこになるのですか。

交通企画課長 「今後の取組方針（案）」として、区として考えているのは、練馬区内4.5kmでございます。その整備に当たって配慮してほしい事項なども今後の取組方針に記載してございます。

東京都のほうで作成したこの複数案の3案というのは、会長がおっしゃるように3kmの部分でございます。

会長 そういことですか。はい、わかりました。

ほかにいかがでございましょうか。よろしゅうございますか。特段、ご意見がなければ、よろしゅうございますか。

それでは、最初にお聞きしましたように、皆さんからの意見を聞くということによろしいようですので、特に集約はいたしません。今のいろいろ出ました意見をしんしゃくしまして、区のほうでご判断はしていただきたいと思います。

これで、報告事項2につきましては終わります。

これで、本日の案件は全て終了いたしました。事務局から報告があります。

都市計画課長 次回の都市計画審議会の日程につきまして、ご報告をいたします。

次回、第194回練馬区都市計画審議会は、3月24日月曜日、午後4時からを予定しております。

案件は、報告事項といたしまして、「都市再開発方針の変更」等を予定しております。

なお、机上去案内の文書をお配りしております。今回は時期も短うございますので、郵送でのご案内はございません。

私からは、以上です。ありがとうございました。

会長 これでお本日の都市計画審議会を終わります。

ありがとうございました。